

第 8 期 決 算 公 告

平成19年6月28日



神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

株式会社 みなと銀行

取締役頭取 藪本 信裕

第 8 期 末 (平成19年3月31日現在) 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	61,921	預金	2,497,261
現金	31,592	当座預金	129,830
預け	30,328	普通預金	1,283,895
コル口	2,377	貯蓄預金	32,803
債券借取引支払保証	19,845	通定定期積	12,855
商品有価証券	705	定期積	1,003,240
商品国債	105	その他の預金	4,564
商品地方債	599	譲渡性預金	30,071
有価証券	399,731	借入	39,886
国債	238,186	外国為替	57,751
地方債	44,740	外債	57,751
社債	71,324	未払	56
株	31,847	未払	46
その他の証券	13,631	未払	9
貸出	2,179,688	未決	5,000
引手形	64,462	未決	9,596
手形	164,521	未決	149
書貸付	1,753,197	未決	232
座貸越	197,506	未決	2,335
外国為替	5,726	未決	1,465
外国店預け	412	未決	1,465
買入外国為替	1,098	未決	2
取立外国為替	4,214	未決	3,810
その他の資産	24,502	未決	1,600
未決	270	未決	818
未決	2,187	未決	3,108
未決	2,854	未決	174
未決	2,854	未決	21,923
未決	4,232	未決	2,635,576
未決	14,958	未決	
有形固定資産	23,687	資本	27,484
建物	10,813	本剰	49,483
土地	10,074	資本準備	27,430
その他の有形固定資産	2,799	資本剰余	22,053
無形固定資産	3,081	利益剰余	18,704
ソフトウェア	2,257	その他の利益剰余	18,704
その他の無形固定資産	824	別途積立	2,325
繰延税金資産	15,556	繰越利益剰余	16,379
繰延税金負債	21,923	自己株	△ 108
繰倒引当金	△ 24,098	自主資本	95,563
		株主資本	95,563
		その他の有価証券評価差額	3,828
		繰延ヘッジ損益	△ 320
		評価・換算差額等	3,508
		純資産の部合計	99,071
資産の部合計	2,734,648	負債及び純資産の部合計	2,734,648

(貸借対照表の注記)

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等（時価のある株式については決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を採用しております。また、動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 8年～50年 |
| 動 産 | 3年～20年 |
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 38,008百万円であります。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
11. 役員退職慰労金については、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当期より、内規に基づく当期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。この変更は、役員退職慰労引当金の計上が会計慣行として定着しつつあることを鑑み、期間損益計算の一層の適正化を図るため、「監査第一委員会報告第42号『租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い』の改正について」（日本公認会計士協会平成19年4月13日）の公表を契機として、実施したものであります。この変更により、過年度に対応する金額をその他の経常費用として計上し、当期に対応する金額を営業経費として計上しております。この結果、従来の方法に比べ営業経費は81百万円増加し、その他の経常費用は92百万円増加し、税引前当期純利益は174百万円減少しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理 |
13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業

種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

15. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
16. 関係会社の株式及び出資総額(親会社株式を除く) 4,640百万円
17. 関係会社に対する金銭債権総額 29,925百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額 39,015百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 14,229百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円
21. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部ほかについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,191百万円、延滞債権額は 42,883百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 648百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 14,221百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 63,945百万円であります。
なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し貸借対照表に計上した額は、23,264百万円であります。
27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 65,560百万円であります。
28. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 32,609百万円
預け金 0百万円
その他資産 58百万円
担保資産に対応する債務
預金 7,229百万円
上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券 43,140百万円及びその他資産(手形交換所保証金)7百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 9,714百万円であります。
29. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。
30. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 31,890百万円であります。
なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵

省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ31,890百万円減少しております。

32. 1株当たりの純資産額 241円 31銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は0円78銭減少しております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下36.まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	705	9

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	16,139	26,654	10,514	10,971	456
債券	326,678	322,362	△4,316	279	4,595
国債	241,843	238,186	△3,657	272	3,929
地方債	45,216	44,740	△475	2	477
社債	39,618	39,434	△183	4	188
その他	10,824	11,075	251	268	16
合計	353,642	360,091	6,449	11,518	5,069

なお、上記の評価差額から繰延税金負債2,620百万円を差し引いた額3,828百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当期における減損処理額は609百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。

また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

34. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	294,634	1,961	3,183

35. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	金額(百万円)
子会社・子法人等株式等	4,640
子会社・子法人等株式	3,654
子法人等投資事業有限責任組合への出資持分	986
その他有価証券	34,998
社債	31,890
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,539
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,569

36. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	73,040	182,272	44,108	54,831
国債	29,980	113,535	39,838	54,831
地方債	16,692	25,210	2,837	—
社債	26,367	43,526	1,431	—
その他	1,431	6,532	1,694	—
合計	74,472	188,804	45,802	54,831

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、453,126百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が441,828百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	13,848 百万円
退職給付引当金否認額	2,870 百万円
有価証券償却否認額	1,866 百万円
賞与引当金否認額	332 百万円
未払事業税否認額	61 百万円
未払事業所税否認額	22 百万円
貸出金償却否認額	63 百万円
減価償却額損金算入限度超過額	146 百万円
繰延ヘッジ損益	219 百万円
その他	620 百万円
繰延税金資産小計	20,052 百万円
評価性引当額	△ 301 百万円
繰延税金資産合計	19,750 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 2,620 百万円
前払年金費用	△ 888 百万円
退職給付信託設定益	△ 685 百万円
繰延税金負債合計	△ 4,193 百万円
繰延税金資産の純額	15,556 百万円

繰延税金資産及び負債の計算に使用した法定実効税率は、前期40.57%、当期40.63%であります。これは、「会計制度委員会報告第10号『個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針』の改正等について」（日本公認会計士協会平成19年3月29日）の公表を契機として、変更したものであります。この変更により、繰延税金資産の純額（繰延税金負債を控除した金額）が22百万円増加し、当期費用計上された法人税等の金額は26百万円減少しております。また、その他有価証券評価差額金は3百万円減少しております。

39. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合		
親会社	株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区	百万円 664,986	銀行業	%		
		関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
		役員の 兼任等	事業上 の関係				
		転籍 5人	銀行 業務	百万円 10,000	借入金	百万円 37,000	

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般の取引先と同様に決定しております。
2. 借入金以外の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合		
兄弟会社等	SMBC信用保証 株式会社	東京都港区	百万円 187,720	信用保証業	%		
		関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
		役員の 兼任等	事業上 の関係				
		—	銀行 業務	百万円 3,616	譲渡性 預金	百万円 30,000	

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般の取引先と同様に決定しております。
2. 営業取引の取引金額は、譲渡性預金平均残高であります。

40. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。
- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は99,391百万円であります。
 - (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。
 - (3) 「その他資産」に含めて計上していた繰延ヘッジ損失および「その他負債」に含めて計上していた繰延ヘッジ利益は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
 - (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
 - ① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
 - ② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。
 - ③ 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
41. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
42. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.49%

(損益計算書の注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引による収益
資金運用取引に係る収益総額 398百万円
役務取引等に係る収益総額 533百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額 81百万円
関係会社との取引による費用
資金調達取引に係る費用総額 898百万円
役務取引等に係る費用総額 1,015百万円
その他業務・営業経費・その他経常取引に係る費用総額 4,630百万円
3. 1株当たりの当期純利益金額 14円 25銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないのでありません。
5. 「その他の経常収益」には、部分直接償却取立益 665百万円を含んでおります。
6. 「その他の経常費用」には、債権売却損 448百万円を含んでおります。
7. 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成しておりません。
8. 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っており、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。
上記の固定資産のうち、以下の資産については、移転による遊休化と収益性の低下により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 110百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
兵庫県洲本市	営業用店舗	建物等	15
兵庫県豊岡市	営業用店舗	土地及び建物等	65
兵庫県美方郡香美町	営業用店舗	土地及び建物等	29
計			110

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としております。

連結財務諸表

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 8社6組合

主要な会社名

株式会社みなと地所

みなとビジネスサービス株式会社

みなとモーゲージサービス株式会社

みなと保証株式会社

みなとリース株式会社

株式会社みなとカード

みなとシステム株式会社

みなとキャピタル株式会社

ほか投資事業有限責任組合 6組合

② 非連結の子会社及び子法人等

該当なし

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当なし

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当なし

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 8社

12月末日 6社

② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却に関する事項

該当なし

(6) 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成19年 3月 31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	61,942	預 金	2,495,311
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	2,377	譲 渡 性 預 金	39,886
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	19,845	借 用 金	57,751
買 入 金 銭 債 権	7,033	外 国 為 替	56
商 品 有 価 証 券	705	社 債	5,000
有 価 証 券	397,055	そ の 他 負 債	24,644
貸 出 金	2,164,684	賞 与 引 当 金	944
外 国 為 替	5,726	退 職 給 付 引 当 金	3,149
そ の 他 資 産	28,087	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	215
有 形 固 定 資 産	44,573	支 払 承 諾	22,682
建 物	15,594	負 債 の 部 合 計	2,649,642
土 地	19,106	(純 資 産 の 部)	
その他の有形固定資産	9,873	資 本 金	27,484
無 形 固 定 資 産	4,128	資 本 剰 余 金	49,483
ソ フ ト ウ ェ ア	2,309	利 益 剰 余 金	18,543
その他の無形固定資産	1,818	自 己 株 式	△108
繰 延 税 金 資 産	16,020	株 主 資 本 合 計	95,402
支 払 承 諾 見 返	22,682	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,014
貸 倒 引 当 金	△25,144	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△320
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,694
		少 数 株 主 持 分	977
		純 資 産 の 部 合 計	100,073
資 産 の 部 合 計	2,749,716	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,749,716

(連結貸借対照表の注記)

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等(時価のある株式については連結決算期末月1カ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|----|--------|
| 建物 | 8年~50年 |
| 動産 | 3年~20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
7. 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は42,257百万円であります。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
11. 役員退職慰労金については、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度より、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。この変更は、役員退職慰労引当金の計上が会計慣行として定着しつつあることを鑑み、期間損益計算の一層の適正化を図るため、「監査第一委員会報告第42号『租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い』の改正について」(日本公認会計士協会平成19年4月13日)の公表を契機として、実施したものであります。この変更により、過年度に対応する金額をその他の経常費用として計上し、当連結会計年度に対応する金額を営業経費として計上しております。この結果、従来の方法に比べ営業経費は93百万円増加し、その他の経常費用は122百万円増加し、税金等調整前当期純利益は215百万円減少しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理 |
13. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 23,577百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円
18. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部ほかについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,246百万円、延滞債権額は 43,428百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 648百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 14,221百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 64,545百万円であります。
 なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、連結貸借対照表に計上した額は、23,264百万円であります。
24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 65,560百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 32,704百万円
 預け金 0百万円
 その他資産 58百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 7,229百万円
 その他負債 95百万円
 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券 43,140百万円及びその他資産（手形交換所保証金）7百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は 4,252百万円であります。
26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。
27. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 31,890百万円であります。
 なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこととともない、当連結会計年度から相殺しております。
 これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ31,890百万円減少しております。

29. 1株当たりの純資産額 241円 37銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は0円78銭減少しております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下33.まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	705	9

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	16,287	27,211	10,923	11,380	456
債券	326,678	322,362	4,316	279	4,595
国債	241,843	238,186	3,657	272	3,929
地方債	45,216	44,740	475	2	477
社債	39,618	39,434	183	4	188
その他	10,824	11,075	251	268	16
合計	353,790	360,649	6,858	11,928	5,069

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 2,786百万円を差し引いた額4,071百万円のうち少数株主持分相当額 57百万円を控除した額 4,014百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は 609百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。

また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

31. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	294,634	1,961	3,183

32. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
社債	32,096
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,739
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,569

33. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	73,110	182,408	44,108	54,831
国債	29,980	113,535	39,838	54,831
地方債	16,692	25,210	2,837	
社債	26,437	43,662	1,431	
その他	1,376	6,053	1,241	
合計	74,487	188,462	45,349	54,831

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、474,713百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が463,414百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	18,547 百万円
年金資産（時価）	15,988
未積立退職給付債務	2,559
会計基準変更時差異の未処理額	
未認識数理計算上の差異	1,555
未認識過去勤務債務	39
連結貸借対照表計上額の純額	963
前払年金費用	2,186
退職給付引当金	3,149

36. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等および少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は99,416百万円であります。

(2) 「その他資産」に含めて計上していた繰延ヘッジ損失および「その他負債」に含めて計上していた繰延ヘッジ利益は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また「建設仮払金」については、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

また、「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

37. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

38. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.45%

連 結 損 益 計 算 書

〔 平成18年 4月 1日から
平成19年 3月 31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	75,703
資金運用収益	49,861
貸出金利息	45,522
有価証券利息配当金	3,687
コールローン利息及び買入手形利息	120
買現先利息	79
債券貸借取引受入利息	5
預け金利息	0
その他の受入利息	445
役務取引等収益	16,157
役務の他の業務収益	6,767
役務の他の経常収益	2,916
経常費用	63,549
資金調達費用	4,547
預金利息	2,940
譲渡性預金利息	49
債券貸借取引支払利息	22
借入金利息	1,024
社債利息	68
その他の支払利息	443
役務取引等費用	2,978
役務の他の業務費用	7,814
役務の他の経常費用	34,429
貸倒引当金繰入額	10,996
その他の経常費用	2,782
経特別利益	12,153
償却債権取立	106
経特別損失	674
固定資産処分	481
減損	192
税金等調整前当期純利益	11,585
法人税、住民税及び事業税	365
法人税、住民税等調整額	4,213
法人数株主利益	57
当期純利益	6,948

(連結損益計算書の注記)

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益金額 17円 75銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
4. 「その他経常収益」には、株式等売却益 1,196百万円及び部分直接償却取立益 665百万円を含んでおります。
5. 「その他の経常費用」には、株式等償却 706百万円、債権売却損 635百万円及び貸出金償却 553百万円を含んでおります。
6. 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については、営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っております。
連結される子会社及び子法人等のうち、賃貸用不動産を有する子会社は物件毎、その他の子会社及び子法人等は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。
当行では、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。
当行の遊休資産は独立した単位として取扱っております。
上記の固定資産のうち、以下の資産については、移転による遊休化と収益性の低下により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 192百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
兵庫県洲本市	営業用店舗	土地及び建物等	97
兵庫県豊岡市	営業用店舗	土地及び建物等	65
兵庫県美方郡香美町	営業用店舗	土地及び建物等	29
計			192

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としております。

7. 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。